

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和6年度神戸市震災追悼行事（神戸市震災30年追悼の集い）に関する企画運営及び会場設営業務に係る委託契約書	2025年1月6日	株式会社バイエリア	4, 442, 878	「令和6年度神戸市震災追悼行事（神戸市震災30年追悼の集い）」は、毎年1月17日に東遊園地で開催される「阪神淡路大震災1. 17のつどい」（以下「1. 17のつどい」という。）の一行事として位置づけられるものである。 この「1. 17のつどい」は、震災で亡くなられた方々の慰霊と鎮魂、そして震災から生まれた「きずな・支え合う心」「やさしさ・思いやり」の大切さを次世代に語り継いでいくため、市民と市の連携により開催されており、本市では、2001（平成13）年1月から東遊園地で「1. 17のつどい」と連携して追悼行事を開催している。 そのため、追悼行事は、東遊園地で行われる「1. 17のつどい」と協働しながら、一体的かつ総合的な企画・演出を行う必要があるため、「1. 17のつどい」を実施する「1. 17のつどい」実行委員会（事務局：特定非営利活動法人 阪神淡路大震災「1. 17希望の灯り」）が業務を委託する契約先候補と随意契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務課 (TEL: 322-5062)
オンラインタイムレコーダー用ソフトウェア更改業務	2025年1月15日	西日本電信電話株式会社	2, 695, 000	委託先は出退勤システムの当初構築業者でありシステム全体に関する業務プロセスやサーバ・端末設定の知識を有しており、現在もオンラインタイムレコーダー端末の保守を担当している。当業務は出退勤システムの部分的な更改業務となっており、委託先以外に委託した場合トラブル発生時の瑕疵担保責任範囲が不明確となるため委託先しか実施できない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425)
庶務事務システム改修（育児部分休暇対応等）業務	2025年1月23日	株式会社高知電子計算センター	4, 598, 000	当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425)
令和6年度第6回公募公債（5年）	2024年10月21日	株式会社三井住友銀行	1, 100, 000	募集から償還までの長期にわたる事務処理を安定的に行う必要があることから、本市の指定金融機関と契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	行財政局財務課 (TEL: 322-5137)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

神戸市課税システム組織改正等に伴う改修業務	2024年11月1日	株式会社日立製作所神戸支店	19,985,350	課税システムの開発業務は、2013（平成25）年度の一般競争入札（総合評価方式において決定した㈱日立製作所神戸支店に委託した。事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。	行財政局税務部税務課 (TEL: 647-9311)
税込滞納システム 所属名称変更に係る改修業務	2024年12月3日	日本電気株式会社神戸支社	21,794,520	税込滞納システムの開発業務は、2008（平成20）年度の一般競争入札（総合評価方式）において決定した日本電気㈱神戸支社に委託した。事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。	行財政局税務部税務課 (TEL: 647-9311)
課税システムの標準仕様におけるデータ要件・連携要件改修	2025年3月25日	株式会社日立製作所神戸支店	14,312,980	課税システムの開発業務は、2013（平成25）年度の一般競争入札（総合評価方式において決定した㈱日立製作所神戸支店に委託した。事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。	行財政局税務部税務課 (TEL: 647-9311)
インターネット申請による所得証明書発行RPAのためのソフトウェア購入およびインストール等業務	2024年10月1日	株式会社日立製作所神戸支店	1,335,400	個人市民税オンラインシステムは、発注先候補である株式会社日立製作所が本市の独自仕様に基づいて開発し、稼働後も現在に至るまで制度改正に伴う改修を重ねてきた、本市固有のシステムである。当該事業者は、1990（平成2）年のシステム開発以降、一貫して保守管理を担っており、改修・運用に必要な経験と高度な技術を十分に有している。 さらに、他社のUiPathを導入したことによる端末の動作不良に対する対応は 現行契約の運用保守作用範囲での対応ができないため、本業務においても、課税システムの開発業者である日立製作所でなければシステム運営に支障をきたす。また他社のUiPathを導入した場合、日立製作所に対しても別途作業費用が発生するため、経済合理性もない。 そのため本業務を遂行できるのは、開発業者である日立製作所のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部市民税企画課 (TEL: 647-9351)
令和6年度 個人市民税システム改修（残課題分）業務	2025年2月4日	株式会社日立製作所神戸支店	9,611,690	課税システムの開発は、2013（平成25）年度の一般競争入札（総合評価方式）において決定した株式会社日立製作所神戸支店に委託しており、事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	行財政局税務部市民税企画課 (TEL: 647-9352)